

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、吉野町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十七年十二月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（地図情報レベル一〇〇〇航空写真撮影及び道路平面図データ作成）

二 測量の地域 吉野町

三 測量の期間 平成二十七年十一月二十四日から平成二十八年三月二十八日まで